

(1) 身体障害者手帳

区分	手続	手続に必要なもの	申込先
新規申請	交付・再交付申請書	① 指定医による診断書 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号及び身元確認書類	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
障がいの程度や内容が変わったとき		① 指定医による診断書 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 身体障害者手帳 ④ 印鑑 ⑤ 個人番号及び身元確認書類	
紛失・破損したとき		① 身体障害者手帳(破損の場合) ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号及び身元確認書類	
居住地・氏名が変わったとき		① 身体障害者手帳 ② 印鑑 ③ 個人番号及び身元確認書類 (転入の場合、転入先で手続き)	
死亡・自己都合による返還	返還届	① 身体障害者手帳 ② 印鑑 ③ 個人番号がわかる書類	

【 身体障害者手帳の各種料金割引・減免 】

制度	内容			備考	
JR旅客鉄道 (株)旅客運賃割引	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい(児)者	12歳未満の第2種身体障がい児	窓口で手帳を呈示し、 割引乗車券を購入する。 ※注1：特別急行券除く。 詳しくは JR西日本お客様センター 電話 0570-00-2486
		本人及び介護者	本人	本人及び介護者	
	普通乗車券	介護者と乗車 →割引 単独で乗車 →片道100kmをこえる区間について割引	単独で乗車 →片道100kmをこえる区間について割引	×	
		定期乗車券	介護者と乗車→割引 ※介護者は通勤定期に限る	×	
	回数乗車券	介護者と乗車→割引	×	×	
	急行券 ※注1	介護者と乗車→割引	×	×	
	割引率	50%			
航空運賃割引	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい(児)者	詳しくは航空会社に 問い合わせください。	
		本人及び介護者	本人		
航空券	普通大人(小人)片道運賃				

	割引率	航空会社・時期・路線等により異なります			
県内運賃割引		バス	電車	旅客船	乗車券購入の際に手帳を呈示し、購入する。詳しくは適用会社に問い合わせください。
	対象者	身体障害者手帳 第1種……本人及び介護者 第2種……本人			
	適用会社	市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国JRバス、日の丸自動車 隠岐海士バス	一畑電車	隠岐汽船	
	割引率	50%			
タクシー運賃割引	割引率	10%（10円未満端数を切捨て）			詳しくはタクシー会社に問い合わせください。
有料道路 通行料金割引	対象者	第1種身体障がい（児）者	第2種身体障がい者		福祉事務所 （障がい者支援係） 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
		本人及び介護者		本人	
		【手続きに必要なもの】 手帳、運転者の免許証、割引対象の車の車検証 (ETC御利用の場合は、ETCカード、ETCセットアップ申込書、証明書も必要です。)			
NHK放送受信料 免除	・全額免除・・・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で 世帯全員が住民税非課税 ・半額免除・・・視覚障がい者又は 重度の身体障がい者（1，2級）の方が世帯主			〒690-0065 松江市灘町1-21 NHK松江放送局 電話 0852-32-0702	
郵便料金減免	・無料・・・点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物 ・半額・・・盲人用点字小包郵便物 聴覚障がい者用小包郵便物（聴覚障がい者用ビデオテープ）				詳しくは郵便局に 問い合わせください。
無料番号案内	視覚障がい1～6級 肢体不自由1～2級 （上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） ふれあい電話 フリーダイヤル 0120-104174				詳しくはNTTに 問い合わせください。
携帯電話割引制度	携帯電話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。				詳しくは携帯電話各社 へ 問い合わせください。
施設利用料の減免	県内各施設の利用料が減免になります。 町内：ゴールデンユートピア利用料				詳しくは各施設に 問い合わせください。
税金	所得税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。 ・障がい者控除（身体障害者手帳3～6級） 控除額27万円 ・特別障がい者控除（身体障害者手帳1～2級） 控除額40万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。			浜田税務署 電話 0855-22-0360
	住民税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。 ・障がい者控除（身体障害者手帳3～6級） 控除額26万円 ・特別障がい者控除（身体障害者手帳1～2級） 控除額30万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。			住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213

自動車税の減免	<p>自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の所有者 障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方（本人の所有する自動車がない場合） 	<p>西部県民センター 県央事務所 電話 0854-84-9576</p>
軽自動車税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者 障がい者本人 生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること 	<p>住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213</p>
自動車取得税の減免	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護する方・・・主として障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に供していること 	<p>島根県税務課 電話 0852-37-0341</p>